

定 款

一般社団法人日本トロール底魚協会

一般社団法人日本トロール底魚協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本トロール底魚協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

2 この法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、トロール漁業等に関する国際的な施策・動向の調査研究、漁業関係国との連携の推進、国際漁業管理機関等への参加協力を通じ、国際競争力のある持続可能な我が国トロール漁業等の経営の安定と振興を図ることにより、安全安心な水産物の我が国への安定供給と消費拡大に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 水産生物の適正な管理と持続的利用に関する事業
- (2) 未利用資源開発に関する事業
- (3) トロール漁業等の技術の向上・改善・普及に関する事業
- (4) トロール漁業等の経営の安定・改善及び流通の合理化に関する事業
- (5) トロール漁業等漁業従事者の養成・教育及び福利厚生に関する指導
- (6) 秩序ある水産物貿易の振興に関する事業
- (7) 会員に対する協力要請、関連情報の提供・収集・会員相互の連絡協調
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(1)正会員:トロール漁業等を営む者及びこの法人の事業に賛同する者

(2)賛助会員:海洋水産資源等に関する事業を営み、この法人の趣旨に賛同する者

2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、会長に加入申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、会長に別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、除名の議決があったときは、その旨をその会員に書面をもって通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務が1年以上履行されなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(会員の氏名または住所の変更)

第12条 会員は、その名称もしくは代表者又は所在地に変更があったときは、遅滞なくこの法人にその旨を届け出なければならない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名または名称及び所在地等を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総 会

(構成及び種類)

第14条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。
- 3 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして、法令またはこの定款に定められた事項

(開 催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開

催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会から総会招集の請求があつた場合。
- (2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があつた場合。

(招 集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、第 16 条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 招集の通知は、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を明記し、開会の日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数以上をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 借入金の実行
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第 23 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうちから副会長を若干名及び専務理事1名を定めることができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、この法人の会員の中から、総会の決議によって選任する。ただし、必要に応じて会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者または 3 親等内の親族その他当該理事と特殊な関係にある者である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事は理事会で別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事または監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 30 条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己または第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の一部免除と限定)

第 31 条 この法人は、法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役

員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で法人法第 111 条第 1 項に定める損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもつて理事会の日の 10 日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 寄附財産
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書
- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くと共に、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置ぐものとする。

4 第1項の第3号については、定時総会終結後直ちに法令の定めるところにより公告するものとする。

(借入金)

第42条 この法人が資金を借り入れようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 定款の変更は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人の解散は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剩余金)

第45条 この法人は、剩余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2** 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3** 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4** 委員の報酬は、無報酬とする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法及びその他の法令に従う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は吉田光徳とする。